

(様式1)

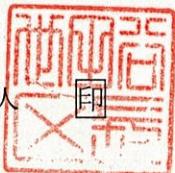
3世保認調第1033号

令和3年11月18日

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

ノックノックプリスクール千歳船橋校 設置者 様

世田谷区長 保坂 展人



貴殿の設置する「ノックノックプリスクール千歳船橋校」については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年3月29日付雇児発第177号雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく認可外保育施設指導監督基準(1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設に係るものに限る。)を満たしているため、その旨を証明する。

施設の名称 ノックノックプリスクール千歳船橋校

施設の所在地 世田谷区船橋一丁目37番2号 クリングルハイツ2階

事業開始年月日 平成25年8月1日

設置者 株式会社イーストマンワールド

立入調査実施日 令和3年10月20日

証明書交付年月日 令和3年11月1日

当施設は児童福祉法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可を受けていない保育施設(認可外保育施設)として、児童福祉法第59条の2に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先 世田谷区保育部保育認定・調整課認可外保育施設担当

(TEL 03-5432-2224)

※ この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあっては、従前の証明書を上記設置届出先に返還すること。



(様式 1)

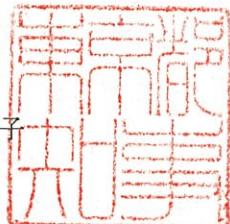
31 福保子保第3115号

令和元年8月30日

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

ノックノックプリスクール成城校 設置者 殿

東京都知事 小池百合子



貴殿の設置する「ノックノックプリスクール成城校」については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年3月29日付雇児発第177号雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく認可外保育施設指導監督基準(1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設に係るものに限る。)を満たしているため、その旨を証明する。

施設の名称 ノックノックプリスクール成城校
施設の所在地 世田谷区成城八丁目6番5号
事業開始年月日 平成29年1月11日
設置者 株式会社イーストマンワールド

東京都による立入調査実施日 平成29年10月2日
証明書交付年月日 平成30年1月1日

当施設は児童福祉法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可を受けていない保育施設(認可外保育施設)として、児童福祉法第59条の2に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先 東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課

(TEL 03-5320-4131)

※ この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあっては、従前の証明書を上記設置届出先に返還すること。